



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

### ○ 規則

\*10 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則  
(人事課)

### ○ 人事委員会規則

- \*4 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
  - \*5 教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
  - \*6 警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
  - \*7 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則
  - \*8 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
  - \*9 教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
  - \*10 警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
  - \*11 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
  - \*12 勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則
  - \*13 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則
  - \*14 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則
- ### ○ 公安委員会規則
- \*5 和歌山県警察職員定員規則の一部を改正する規則
  - \*6 和歌山県警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則

## 規 則

### 和歌山県規則第10号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則(昭和50年和歌山県規則第17号)の一部を次のように改正する。

122,400	126,800
123,500	127,900
124,600	129,000
125,700	130,100

126,800	131,200
127,900	132,300
129,000	133,400
130,100	134,500
131,200	135,600
132,300	136,700
133,400	137,900
134,500	139,000
135,600	140,100
136,700	141,200
137,900	142,300
139,000	143,400
140,100	144,500
141,200	145,900
142,300	147,200
143,400	148,500
144,500	149,800
145,900	151,300
147,200	152,800
148,500	154,400
149,800	155,700
151,300	157,200
152,800	158,700
154,400	160,200
155,700	161,600
157,200	164,300
158,700	166,900
160,200	169,500
161,600	172,200
164,300	173,900
166,900	175,600
169,500	177,300
172,200	178,800
173,900	180,600
175,600	182,400
177,300	184,200
178,800	185,800
180,600	187,300
182,400	188,800
184,200	190,300
185,800	191,600
187,300	192,900
188,800	194,200
190,300	195,500
191,600	196,900
192,900	198,200
194,200	199,500
195,500	200,800

別表第1中

を

に改

196,900	202,000
198,200	203,300
199,500	204,600
200,800	205,900
202,000	207,100
203,300	208,200
204,600	209,300
205,900	210,400
207,100	211,600
208,200	212,600
209,300	213,600
210,400	214,600
211,600	215,600
212,600	216,600
213,600	217,600
214,600	218,600
215,600	219,600
216,600	220,600
217,600	221,600
218,600	222,600
219,600	223,400
220,600	224,400
221,600	225,400
222,600	226,500
223,400	227,300
224,400	228,100
225,400	228,900
226,500	229,700
227,300	230,500
228,100	231,200
228,900	231,900
229,700	232,600
230,500	233,400
231,200	234,200
231,900	235,000
232,600	235,800
233,400	236,500
234,200	237,200
235,000	237,900
235,800	238,600
236,500	239,400
237,200	240,100
237,900	240,800
238,600	241,500
239,400	242,300
240,100	242,800
240,800	243,300
241,500	243,800
242,300	244,100
242,800	
243,300	
243,800	
244,100	

別表第1の2の1級の欄中「135,600」を「140,100」に改める。

附 則

- この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 平成20年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において改正前の現業職員の給与に関する規則別表第1現業職給料表の適用を受けていた現業職員の切替日における号給は、次の表の左欄に掲げる切替日の前日においてその者が受けていた号給に応じ同表右欄に掲げる号給とする。

1号給から5号給まで	1 号 給
6 号 給	2 号 給
7 号 給	3 号 給
8 号 給	4 号 給
9 号 給	5 号 給
10 号 給	6 号 給
11 号 給	7 号 給
12 号 給	8 号 給
13 号 給	9 号 給
14 号 給	10 号 給
15 号 給	11 号 給
16 号 給	12 号 給
17 号 給	13 号 給
18 号 給	14 号 給
19 号 給	15 号 給
20 号 給	16 号 給
21 号 給	17 号 給
22 号 給	18 号 給
23 号 給	19 号 給
24 号 給	20 号 給
25 号 給	21 号 給
26 号 給	22 号 給
27 号 給	23 号 給
28 号 給	24 号 給
29 号 給	25 号 給
30 号 給	26 号 給
31 号 給	27 号 給
32 号 給	28 号 給
33 号 給	29 号 給
34 号 給	30 号 給
35 号 給	31 号 給
36 号 給	32 号 給
37 号 給	33 号 給
38 号 給	34 号 給
39 号 給	35 号 給
40 号 給	36 号 給
41 号 給	37 号 給
42 号 給	38 号 給
43 号 給	39 号 給

める。

44 号 給	40 号 給
45 号 給	41 号 給
46 号 給	42 号 給
47 号 給	43 号 給
48 号 給	44 号 給
49 号 給	45 号 給
50 号 給	46 号 給
51 号 給	47 号 給
52 号 給	48 号 給
53 号 給	49 号 給
54 号 給	50 号 給
55 号 給	51 号 給
56 号 給	52 号 給
57 号 給	53 号 給
58 号 給	54 号 給
59 号 給	55 号 給
60 号 給	56 号 給
61 号 給	57 号 給
62 号 給	58 号 給
63 号 給	59 号 給
64 号 給	60 号 給
65 号 給	61 号 給
66 号 給	62 号 給
67 号 給	63 号 給
68 号 給	64 号 給
69 号 給	65 号 給
70 号 給	66 号 給
71 号 給	67 号 給
72 号 給	68 号 給
73 号 給	69 号 給
74 号 給	70 号 給
75 号 給	71 号 給
76 号 給	72 号 給
77 号 給	73 号 給
78 号 給	74 号 給
79 号 給	75 号 給
80 号 給	76 号 給
81 号 給	77 号 給
82 号 給	78 号 給
83 号 給	79 号 給
84 号 給	80 号 給
85 号 給	81 号 給
86 号 給	82 号 給
87 号 給	83 号 給
88 号 給	84 号 給
89 号 給	85 号 給
90 号 給	86 号 給
91 号 給	87 号 給
92 号 給	88 号 給

93 号 給	89 号 給
94 号 給	90 号 給
95 号 給	91 号 給
96 号 給	92 号 給
97 号 給	93 号 給
98 号 給	94 号 給
99 号 給	95 号 給
100 号 給	96 号 給
101 号 給	97 号 給
102 号 給	98 号 給
103 号 給	99 号 給
104 号 給	100 号 給
105 号 給	101 号 給

### 人事委員会規則

#### 和歌山県人事委員会規則第4号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月24日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「翌月」の次に「（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）」を加え、「この場合において」を削る。

第11条第1項第2号中「（職員の管理職手当に関する規則（昭和39年和歌山県人事委員会規則第11号）別表第1に規定する支給区分が4種以上の職を占める職員の行うものにあつては、1万2,000円）」を削る。

第13条第1項第3号及び第4号中「以下次項」を「次項」に改め、同項第5号中「。以下次項において同じ」を削り、同条第2項第4号を次のように改める。

(4) 外国派遣職員又は公益法人等派遣職員

第13条の5第2項及び第3項を次のように改める。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1) 第13条第1項第3号及び第4号に掲げる職員として在職した期間については、その全期間

(2) 育児休業法第2条第1項の規定により承認を受けて育児休業（公益法人等派遣職員にあつては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業）をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

(3) 第13条第1項第7号に掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間

- (4) 法第26条の2第1項の規定による修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間については、その2分の1の期間
- (5) 法第26条の3第1項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間については、その2分の1の期間
- (6) 法第28条第2項の規定により休職にされていた期間(条例第26条第1項又は第2項の規定の適用を受ける休職者であった期間を除く。)については、その2分の1の期間
- (7) 育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率(勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をいう。)を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間
- 3 基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者(非常勤である者にあつては、法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの及び短時間勤務職員に限る。)が条例の適用を受ける職員となった場合(第8号及び第9号に掲げる者にあつては、引き続き条例の適用を受ける職員となった場合に限る。)は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、第1項の在職期間に算入する。
- (1) 教育職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号)の適用を受ける者
- (2) 教育長の給与等に関する条例(昭和32年和歌山県条例第6号)の適用を受ける教育長
- (3) 警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号)の適用を受ける警察官
- (4) 市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第53号)の適用を受ける者
- (5) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年和歌山県条例第19号)の適用を受ける者
- (6) 現業職員の給与に関する規則(昭和50年和歌山県規則第17号)の適用を受ける者
- (7) 法第3条第3項に規定する県の特別職に属する者
- (8) 国又は他の地方公共団体の職員(人事委員会の定める者に限る。)
- (9) 退職派遣者(公益法人等派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者)
- (10) 人事委員会が前各号に掲げる者に準ずると認める者
- 第13条の5に次の2項を加える。
- 4 前項の期間の算定については、第2項の規定を準用する。
- 5 前各項の期間の計算については、次に定めるところによる。
- (1) 月により期間を計算する場合は、民法(明治29年法律

第89号)第143条の例による。

- (2) 1月に満たない期間が2以上ある場合は、これらの期間を合算するものとし、これらの期間の計算については、日を月に換算する場合は30日をもって1月とし、時間を日に換算する場合は8時間(再任用短時間勤務職員、短時間勤務職員又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員であつた期間にあつては、当該期間(当該期間において週その他の一定期間を周期として一定の勤務時間数が繰り返されていた場合にあつては、当該一定期間。以下この号において「算定期間」という。)における勤務時間数を算定期間における勤務時間条例第3条第2項本文の規定の適用を受ける職員の勤務時間数で除して得た数に8を乗じて得た時間)をもって1日とする。
- (3) 再任用短時間勤務職員、短時間勤務職員又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条の規定により採用された職員であつた期間のうち、前号の規定により難い期間の計算については、あらかじめ人事委員会に協議するものとする。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年6月に支給する期末手当に係る在職期間の算定に関しては、この規則による改正後の職員の給与に関する規則第13条の5第2項第6号の規定は、この規則の施行の日以後の期間について適用し、同日前の期間については、なお従前の例による。

#### 和歌山県人事委員会規則第5号

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月24日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則  
教育職員の給与に関する規則(昭和32年和歌山県人事委員会規則第24号)の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「翌月」の次に「(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)」を加え、「この場合において」を削る。

第14条第1項第3号及び第4号中「以下次項」を「次項」に改め、同項第5号中「。以下次項において同じ」を削り、同条第2項第4号を次のように改める。

(4) 外国派遣職員又は公益法人等派遣職員

第14条の5第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1) 第14条第1項第3号及び第4号に掲げる職員として在職

した期間については、その全期間

- (2) 育児休業法第2条第1項の規定により承認を受けて育児休業（公益法人等派遣職員にあっては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業）をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間
  - (3) 第14条第1項第7号及び第8号に掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間
  - (4) 法第26条の2第1項の規定による修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間については、その2分の1の期間
  - (5) 法第26条の3第1項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間については、その2分の1の期間
  - (6) 法第28条第2項の規定により休職にされていた期間（条例第22条第1項又は第2項の規定の適用を受ける休職者であった期間を除く。）については、その2分の1の期間
  - (7) 育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率（勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をいう。）を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間
- 3 基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者（非常勤である者にあつては、法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの、短時間勤務職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員に限る。）が条例の適用を受ける職員となった場合（第8号及び第9号に掲げる者にあつては、引き続き条例の適用を受ける職員となった場合に限る。）は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、第1項の在職期間に算入する。
- (1) 職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）の適用を受ける者
  - (2) 教育長の給与等に関する条例（昭和32年和歌山県条例第6号）の適用を受ける教育長
  - (3) 警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）の適用を受ける警察官
  - (4) 市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号）の適用を受ける者
  - (5) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年和歌山県条例第19号）の適用を受ける者
  - (6) 現業職員の給与に関する規則（昭和50年和歌山県規則第17号）の適用を受ける者

- (7) 法第3条第3項に規定する県の特別職に属する者
  - (8) 国又は他の地方公共団体の職員（人事委員会の定める者に限る。）
  - (9) 退職派遣者（公益法人等派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者）
  - (10) 人事委員会が前各号に掲げる者に準ずると認める者第14条の5に次の2項を加える。
- 4 前項の期間の算定については、第2項の規定を準用する。
- 5 前各項の期間の計算については、次に定めるところによる。
- (1) 月により期間を計算する場合は、民法（明治29年法律第89号）第143条の例による。
  - (2) 1月に満たない期間が2以上ある場合は、これらの期間を合算するものとし、これらの期間の計算については、日を月に換算する場合は30日をもって1月とし、時間を日に換算する場合は8時間（再任用短時間勤務職員又は短時間勤務職員であった期間にあつては、当該期間（当該期間において週その他の一定期間を周期として一定の勤務時間数が繰り返されていた場合にあつては、当該一定期間。以下この号において「算定期間」という。）における勤務時間数を算定期間における勤務時間条例第3条第2項本文の規定の適用を受ける職員の勤務時間数で除して得た数に8を乗じて得た時間）をもって1日とする。
  - (3) 再任用短時間勤務職員又は短時間勤務職員であった期間のうち、前号の規定により難い期間の計算については、あらかじめ人事委員会に協議するものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年6月に支給する期末手当に係る在職期間の算定に関しては、この規則による改正後の教育職員の給与に関する規則第14条の5第2項第6号の規定は、この規則の施行の日以後の期間について適用し、同日前の期間については、なお従前の例による。

和歌山県人事委員会規則第6号

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月24日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則  
警察職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「翌月」の次に「（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）」を加え、「この場合において」を削る。

第8条の2第1項中「職員」を「警察官」に改める。

第14条第1項第3号中「以下次項」を「次項」に改め、同項第4号中「。以下次項において同じ」を削り、同条第2項第3号を次のように改める。

(3) 外国派遣職員又は公益法人等派遣職員

第14条の5第2項及び第3項を次のように改める。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1) 第14条第1項第3号に掲げる警察官として在職した期間については、その全期間

(2) 育児休業法第2条第1項の規定により承認を受けて育児休業（公益法人等派遣職員にあっては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業）をしている警察官として在職した期間については、その2分の1の期間

(3) 第14条第1項第6号に掲げる警察官として在職した期間については、その2分の1の期間

(4) 法第26条の2第1項の規定による修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間については、その2分の1の期間

(5) 法第26条の3第1項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間については、その2分の1の期間

(6) 法第28条第2項の規定により休職にされていた期間（条例第24条第1項又は第2項の規定の適用を受ける休職者であった期間を除く。）については、その2分の1の期間

(7) 育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている警察官として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率（勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をいう。）を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間

3 基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者（非常勤である者にあっては、法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された者に限る。）が条例の適用を受ける警察官となった場合（第8号及び第9号に掲げる者にあっては、引き続き条例の適用を受ける警察官となった場合に限る。）は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、第1項の在職期間に算入する。

(1) 職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）の適用を受ける者

(2) 教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例

第52号）の適用を受ける者

(3) 教育長の給与等に関する条例（昭和32年和歌山県条例第6号）の適用を受ける教育長

(4) 市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号）の適用を受ける者

(5) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年和歌山県条例第19号）の適用を受ける者

(6) 現業職員の給与に関する規則（昭和50年和歌山県規則第17号）の適用を受ける者

(7) 法第3条第3項に規定する県の特別職に属する者

(8) 国又は他の地方公共団体の職員（人事委員会の定める者に限る。）

(9) 退職派遣者（公益法人等派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者）

(10) 人事委員会が前各号に掲げる者に準ずると認める者  
第14条の5に次の2項を加える。

4 前項の期間の算定については、第2項の規定を準用する。

5 前各項の期間の計算については、次に定めるところによる。

(1) 月により期間を計算する場合は、民法（明治29年法律第89号）第143条の例による。

(2) 1月に満たない期間が2以上ある場合は、これらの期間を合算するものとし、これらの期間の計算については、日を月に換算する場合は30日をもって1月とし、時間を日に換算する場合は8時間（再任用短時間勤務警察官又は育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員であった期間にあっては、当該期間（当該期間において週その他の一定期間を周期として一定の勤務時間数が繰り返されていた場合にあっては、当該一定期間。以下この号において「算定期間」という。）における勤務時間数を算定期間における勤務時間条例第3条第2項本文の規定の適用を受ける警察官の勤務時間数で除して得た数に8を乗じて得た時間）をもって1日とする。

(3) 再任用短時間勤務警察官又は育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員であった期間のうち、前号の規定により難い期間の計算については、あらかじめ人事委員会に協議するものとする。

#### 附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成20年6月に支給する期末手当に係る在職期間の算定に関しては、この規則による改正後の警察職員の給与に関する規則第14条の5第2項第6号の規定は、この規則の施行の日以後の期間について適用し、同日前の期間については、なお従前の例による。

#### 和歌山県人事委員会規則第7号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次

のように定める。

平成20年3月24日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則(昭和50年和歌山県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(特例措置)

4 初任給調整手当の月額、第8条第1項の規定にかかわらず、当分の間、職員の区分及び採用の日又は第4条に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた次の表に掲げる額とする。

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員				2 項 職 員
	1 種	2 種	3 種	4 種	
1 年 未 満	円 326,900	円 288,500	円 236,000	円 179,100	円 50,000
1年以上2年未満	326,900	288,500	236,000	179,100	50,000
2年以上3年未満	326,900	288,500	236,000	179,100	50,000
3年以上4年未満	326,900	288,500	236,000	179,100	50,000
4年以上5年未満	326,900	288,500	236,000	179,100	50,000
5年以上6年未満	326,900	288,500	236,000	179,100	50,000
6年以上7年未満	326,900	288,500	236,000	179,100	48,200
7年以上8年未満	326,900	288,500	236,000	179,100	46,400
8年以上9年未満	326,900	288,500	236,000	179,100	44,600
9年以上10年未満	326,900	288,500	236,000	179,100	42,800
10年以上11年未満	326,900	288,500	236,000	179,100	41,000
11年以上12年未満	326,900	288,500	236,000	179,100	39,200
12年以上13年未満	326,900	288,500	236,000	179,100	37,400
13年以上14年未満	326,900	288,500	236,000	179,100	35,600
14年以上15年未満	326,900	288,500	236,000	179,100	34,200
15年以上16年未満	326,900	288,500	236,000	179,100	32,800
16年以上17年未満	323,500	285,500	233,700	177,500	31,400
17年以上18年未満	320,100	282,500	231,400	175,900	30,000
18年以上19年未満	316,700	279,500	229,100	174,300	28,600
19年以上20年未満	313,300	276,500	226,800	172,700	27,200
20年以上21年未満	309,900	273,500	224,500	171,100	25,800
21年以上22年未満	299,000	264,600	218,200	166,500	25,200
22年以上23年未満	287,800	255,500	211,700	162,200	24,600
23年以上24年未満	277,000	246,800	205,700	157,600	23,700
24年以上25年未満	266,100	237,800	199,300	153,300	23,100
25年以上26年未満	255,100	228,900	193,100	148,900	22,500
26年以上27年未満	241,000	216,200	183,000	142,100	21,900
27年以上28年未満	227,200	203,800	173,400	135,200	21,300
28年以上29年未満	213,300	191,400	163,600	128,400	20,600
29年以上30年未満	199,100	178,700	153,500	121,600	20,300
30年以上31年未満	182,800	164,800	143,000	114,100	19,900
31年以上32年未満	166,400	150,800	132,200	106,700	19,300

32年以上33年未満	150,300	137,100	121,800	99,000	18,500
33年以上34年未満	120,800	113,300	103,300	87,400	17,600
34年以上35年未満	94,000	91,500	86,500	76,500	16,900

備考

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- 2 この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員をいう。
- 3 この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は平成20年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第8号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月24日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第6のアの表一般の項初任給の欄中「1級15号給」を「1級19号給」に、「1級5号給」を「1級9号給」に、「1級1号給」を「1級5号給」に改め、同表無線従事者の項初任給の欄中「1級9号給」を「1級13号給」に、「1級5号給」を「1級9号給」に、「1級1号給」を「1級5号給」に改める。

別表第6のイの表正規の試験の項初任給の欄中「2級2号給」を「2級5号給」に、「1級15号給」を「1級19号給」に、「1級5号給」を「1級9号給」に改め、同表その他の項初任給の欄中「2級13号給」を「2級17号給」に、「1級1号給」を「1級5号給」に改め、同表備考中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

別表第6のエの表栄養士の項中「1級11号給」を「1級15号給」に改め、同表診療エックス線技師の項中「1級11号給」を「1級15号給」に改め、同表衛生検査技師の項中「1級11号給」を「1級15号給」に改め、同表歯科衛生士の項中「1級11号給」を「1級15号給」に、「1級7号給」を「1級11号給」に改め、同表歯科技工士の項中「1級11号給」を「1級15号給」に、「1級1号給」を「1級5号給」に改め、同表あん摩マッサージ指圧師はり師きゅう師の項中「1級11号給」を「1級15号給」に、「1級1号給」を「1級5号給」に改め、同表その他の項中「1級1号給」を「1級5号給」に改める。

別表第6のオの表看護師の項中「2級1号給」を「2級5号給」に改め、同表准看護師の項中「1級1号給」を「1級5号給」に改め、同表専任教員の項中「2級1号給」を「2級5号給」に改め、同表備考第3項中「2級9号給」を「2級13号給」に

改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第9号

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月24日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第23条第5項を削る。

第24条第4項中「別表第2」を「別表第1」に、「別表第3」を「別表第2」に改める。

別表第6のアの表教諭養護教諭の項中「1級11号給」を「1級15号給」に改め、同表助教諭養護助教諭講師実習助手寄宿舎指導員の項中「1級11号給」を「1級15号給」に、「1級1号給」を「1級5号給」に改める。

別表第6のイの表教諭養護教諭の項中「2級3号給」を「2級7号給」に改め、同表講師助教諭養護助教諭の項中「1級11号給」を「1級15号給」に、「1級1号給」を「1級5号給」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第10号

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月24日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。



別表第6の表正規の試験の項中「1級1号給」を「1級5号給」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第11号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月24日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和51年和歌山県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち「5,000円」を「5,200円」に改め、同表備考第1項及び第2項中「5,400円」を「5,600円」に改める。

別表第2育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち「5,000円」を「5,200円」に、「5,400円」を「5,700円」に改め、同表備考第1項中「5,400円」を「5,600円」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第12号

勤労手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月24日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

勤労手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則

勤労手当の支給基準に関する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中「職員給与与条例第2条に規定する」を「職員条例の適用を受ける」に、「教育職員給与与条例第2条に規定する」を「教育職員条例の適用を受ける」に、「警察職員給与与条例第2条第2項に規定する」を「警察職員条例の適用を受ける」に改め、「をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第4条を次のように改める。

（勤務期間）

第4条 前条に規定する勤務期間は、職員等として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条の規定により停職にされていた期間
- (2) 法第55条の2第1項ただし書の規定による許可を受けて、登録を受けた職員団体の役員として専ら従事した期間

(3) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項の規定により承認を受けて育児休業をしている職員（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業をしている公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年和歌山県条例第56号。第11号において「公益法人等派遣条例」という。）第3条第1号に規定する派遣職員を含む。）として在職した期間及び育児休業法第19条第1項の規定により部分休業の承認を受けて1日の勤務時間の一部について勤務しなかった日が90日を超える場合においてその勤務しなかった期間

(4) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をしている職員等として在職した期間

(5) 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年和歌山県条例第71号）第2条の規定により自己啓発等休業をしている職員等として在職した期間

(6) 法第26条の2第1項の規定による修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間

(7) 法第26条の3第1項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間

(8) 法第28条第2項の規定により休職にされていた期間（職員条例第26条第1項若しくは第2項、教育職員条例第22条第1項若しくは第2項又は警察職員条例第24条第1項若しくは第2項の規定の適用を受ける休職者であった期間を除く。）

(9) 育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員等（以下「育児短時間勤務職員等」という。）として在職した期間から当該期間に算出率（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をいう。）を乗じて得た期間を控除して得た期間

(10) 正規の勤務時間中に勤務しなかった期間で職員条例第5条、教育職員条例第5条及び警察職員条例第4条の規定により給与を減額された期間

(11) 勤務時間条例第13条の規定による病欠休暇（公務上の負傷若しくは疾病、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年和歌山県条例第5号）第3条第1項に規定する派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は同法第2条第2項に規

定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。)、公益法人等派遣条例第3条第1号に規定する派遣職員若しくは公益法人等派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者(次項において「退職派遣者」という。)の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤(派遣先の業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項に規定する通勤に該当するものに限る。)による負傷若しくは疾病又は結核性疾患によるものを除く。)により勤務しなかった期間(第5項において「病気休暇の期間」という。)から勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日並びに勤務時間条例第10条第1項に規定する代休日(以下「週休日等」という。)を除いた日が30日を超える場合においてその勤務しなかった全期間

(12) 勤務時間条例第15条に規定する介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間(第5項において「介護休暇の期間」という。)から週休日等を除いた日が30日を超える場合において、その勤務しなかった全期間

(13) 基準日以前6箇月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間

3 基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者(非常勤である者にあつては、勤務時間条例第2条第3項に規定する再任用短時間勤務職員(第5項において「再任用短時間勤務職員」という。)及び同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員(第5項において「任期付短時間勤務職員」という。)に限る。)が職員等となった場合(第6号及び第7号に掲げる者にあつては、引き続き職員等となった場合に限る。)は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、第1項の勤務期間に算入する。

(1) 教育長の給与等に関する条例(昭和32年和歌山県条例第6号)の適用を受ける教育長

(2) 市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第53号)の適用を受ける者

(3) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年和歌山県条例第19号)の適用を受ける者

(4) 現業職員の給与に関する規則(昭和50年和歌山県規則第17号)の適用を受ける者

(5) 法第3条第3項に規定する県の特別職に属する者

(6) 国又は他の地方公共団体の職員(人事委員会の定める者に限る。)

(7) 退職派遣者

(8) 人事委員会が前各号に掲げる者に準ずると認める者

4 前項の期間の算定については、第2項の規定を準用する。

5 前各項の期間の計算については、次に定めるところによ

る。

(1) 月により期間を計算する場合は、民法(明治29年法律第89号)第143条の例による。

(2) 1月に満たない期間が2以上ある場合は、これらの期間を合算するものとし、これらの期間の計算については、日を月に換算する場合は30日をもって1月とし、時間を日に換算する場合は8時間(再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員であつた期間にあつては、当該期間(当該期間において週その他の一定期間を周期として一定の勤務時間数が繰り返されていた場合にあつては、当該一定期間。以下この号及び次号において「算定期間」という。)における勤務時間数を算定期間における勤務時間条例第3条第2項本文の規定の適用を受ける職員等の勤務時間数で除して得た数に8を乗じて得た時間)をもって1日とする。

(3) 前号の場合における病気休暇の期間及び介護休暇の期間並びに第2項第11号及び第12号に定める30日を計算する場合は、次に定めるところによる。

ア 週休日等を除く。

イ 勤務時間条例第2条第3項の規定により勤務時間が1日につき8時間(再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員であつた期間にあつては、算定期間における勤務時間数を算定期間における勤務時間条例第3条第2項本文の規定の適用を受ける職員の勤務時間数で除して得た数に8を乗じて得た時間)となるように割り振られた日又はこれに相当する日以外の勤務時間条例第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日については、1時間を単位として取り扱うものとする。

(4) 前3号の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員等として在職した期間における第2項第10号に規定する期間を計算する場合は、日又は月を単位とせず、1時間を単位として計算するものとし、計算して得た時間については、時間を日に換算するときは8時間をもって1日とし、日を月に換算するときは30日をもって1月とする。

(5) 前各号の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員等として在職した期間における病気休暇の期間及び介護休暇の期間並びに第2項第11号及び第12号に定める30日を計算する場合は、次に定めるところによる。

ア 週休日等を除く。

イ 1時間を単位として計算するものとし、計算して得た時間については、時間を日に換算するときは8時間をもって1日とし、日を月に換算するときは30日をもって1月とする。

(6) 再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等又は任期付短時間勤務職員であつた期間のうち、第2号から前号までの規定により難い期間の計算については、あ

らかじめ人事委員会に協議するものとする。

第5条第1号中「採用された職員」を「採用された職員等」に、「100分の155」を「100分の150」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する

和歌山県人事委員会規則第13号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月24日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 職員の育児休業等に関する規則（平成4年和歌山県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「176,800円」を「178,800円」に、「151,000円」を「152,800円」に改め、同条第3項中「193,700円」を「195,900円」に、「164,300円」を「166,300円」に改め、同条第4項中「193,700円」を「195,900円」に、「164,300円」を「166,300円」に改める。

第2条 職員の育児休業等に関する規則の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「152,800円」を「158,700円」に改め、同条第3項及び第4項中「166,300円」を「174,700円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する規則の規定は、平成19年10月1日から適用する。

和歌山県人事委員会規則第14号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月24日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則

第1条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則（平成14年和歌山県人事委員会規則第35号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「176,800円」を「178,800円」に、「151,000円」を「152,800円」に改める。

第2条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「152,800円」を「158,700円」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成20年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の規定は、平成19年4月1日から適用する。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第5号

和歌山県警察職員定員規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月24日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

和歌山県警察職員定員規則の一部を改正する規則

和歌山県警察職員定員規則（平成4年和歌山県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「682人」を「687人」に、「244人」を「238人」に、「926人」を「925人」に、「1,448人」を「1,443人」に、「89人」を「88人」に、「1,537人」を「1,531人」に、「333人」を「326人」に、「2,463人」を「2,456人」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

和歌山県公安委員会規則第6号

和歌山県警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月24日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

和歌山県警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県警察署協議会に関する規則（平成13年和歌山県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条の表警察署協議会の名称の欄中「妙寺警察署協議会」を「かつらぎ警察署協議会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。